第六条 執行委員会は次期大会迄の法務執行機関として二月に一回以上執行委員会を召集する但し緊急の場合は執行委員の過半数の要求あるときは執行委員会の決議を待たずして臨時執行委員会を召集する

第七条 執行委員会の決議は出席執行委員の過半数を以て決する

第八条 執行委員会の決議は機関紙の発行、新聞雑誌の発行、出版物の出版、中央委員会の召集、その他重要なる問題に関する時は代表者の連署を要する

第三章 役員

第九条 本会に左の役員を置く

執行委員長（出版部長兼務）

第十条 執行委員長は大会に於て選挙し出版執行委員会に於て互選する但し任期は大会より大会迄とする

第四章 会務

第十一条 本会の機関紙は之を出版し出版執行委員会の決議を以て大会迄とする

第十二条 本会の機関紙は之を出版し会員は出版執行委員会の決議を以て大会に於て変更し其の責任を負う

第五章 附則

第十三条 本規約は機関紙に掲載する日より執行委員会に於て之を実施する

第十四条 本規約に抵触する場合は大会の決議を要する